



くらしの相談所

【問合せ先】
市民生活課市民相談センター・
消費生活センター（☎28-9110）

通信販売にはクーリング・オフ制度がありません

クーリング・オフとは、申込みや契約を締結した場合でも、一定の期間であれば無条件で申込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。インターネットなどによる通信販売は、訪問販売や電話販売勧誘などと異なり、消費者がじっくり考えて購入できるため、クーリング・オフ制度の対象にはなりません。通信販売で商品を購入する際は、注意しましょう。



【対策】

- ▼商品を購入する際は、返品可否や、返品・交換が可能な場合の条件などをよく確認しましょう
- ▼申込み画面に「返品不可」などの表示がない場合は、商品を受け取った日を含めて8日以内は返品が可能です
- ▼困ったことがあるときは、早めに消費生活センターに相談しましょう

1月～3月は悪質商法被害防止共同キャンペーン期間です

県と県内の各消費生活センターでは、悪質商法被害防止キャンペーンを実施しています。社会経験が浅い若者や高齢者などを狙った悪質商法の被害を未然に防ぎましょう。



【市民生活相談・消費生活相談】

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。
開設時間＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

【司法書士による無料消費生活相談】 **要予約**

とき＝4月2日☎13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝消費生活センター（☎28-9110）